

# 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱

## (目的)

第1条 この制度は、風水害等により被害を受けた住宅について、その応急復旧に関する相談に対応できる者を「島根県被災住宅応急復旧相談員」（以下「相談員」という。）として登録し、被災住宅の応急復旧に向けた相談体制を整備することにより、被災者の支援を図ることを目的とする。

この要綱は、相談員の登録に関し必要な事項を定めるものである。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 被災住宅 災害により破損や汚損等が生じた住宅で、家屋内での生活に支障があるものをいう。ただし、全壊又は半壊、その他応急的な対応のみでは生活復旧が困難な状態のものを除く。
- 二 応急復旧 被災により生活を行うことに支障が生じた住宅を応急的に生活可能な状態にするための措置又は生活するために最低限必要な住宅機能を回復するための工事を行うことをいう。
- 三 応急復旧相談 被災住宅の応急復旧に関する相談（現地調査や改修工事の設計に該当する内容のものは除く。）をいう。
- 四 応急復旧講習会 被災住宅の応急復旧に関する知識や技術を習得するため、県が実施する講習会をいう。

## (相談員の登録)

第3条 知事は、次の各号に該当する者を相談員として登録することができる。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の規定による技術検定（建設業法施行令第34条の規定による検定種目のうち、建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に限る。）に合格した者又はその他知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者
  - 二 応急復旧講習会の受講修了者
  - 三 応急復旧相談を無報酬で行う意志があること。
- 2 前項の登録の有効期間は、3年とする。
  - 3 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、更新の登録を受けすることができる。
  - 4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

## (登録の申請)

第4条 前条第1項の登録（同条第3項の更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる書類等を知事に提出するものとする。

- 一 登録申請書（別記様式第1号）

二 写真2枚（申請前3月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）

三 応急復旧講習会の受講修了証（申請前1年以内に実施されたものに限る。）

2 知事は、前項の書類等を提出した者が、前条第1項各号に掲げる要件に適合すると認められる場合は、相談員として登録し、島根県被災住宅応急復旧相談員証（別記様式第2号。以下「相談員証」という。）を交付するものとする。

3 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請者を登録しない場合は、その理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

#### （登録名簿）

第5条 知事は、前条第2項の登録を行った者を島根県被災住宅応急復旧相談員登録名簿（別記様式第3号）に登載し、県のホームページ等で公開するものとする。

2 知事は、県民の閲覧に供するため、市町村及び関係機関に相談員名簿を送付することができるものとする。

#### （変更の届出）

第6条 相談員は、第3条第1項の規定による登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに別記様式第4号により知事に届け出なければならない。

#### （登録の抹消）

第7条 知事は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の登録を抹消するものとする。

一 抹消の申し出があった場合

二 登録の有効期間満了の際、登録の更新がなかった場合

三 第3条第1項各号に該当しなくなった場合又はその事実が判明した場合

四 本制度の信用を著しく失墜させる行為を行った場合

#### （相談員の役割及び責務）

第8条 相談員は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

一 県又は市町村から応急復旧相談の要請があった場合、速やかに対応すること。ただし、自らが被災する等により対応が困難な場合はこの限りでない。

二 応急復旧相談は、良心的かつ誠実に行うこと。

三 応急復旧相談を行う場合は相談員証を携行し、相談者から提示を求められた場合はこれに応じること。

四 相談員の業務を通じて知り得た事項は、他に漏らさないこと。

五 被災住宅の復旧に関する講習会（応急復旧講習会を除く。）に参加する等、応急復旧に関する知識や技術力の向上に努めること。

六 島根県及び県内市町村が行う被災住宅の復旧に関する取り組みに協力すること。

七 応急復旧相談に対する報酬を求めないこと。

**(その他必要な事項)**

第9条 この要綱のほか、この制度の実施に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。